力熊本県公報

第 1 1 1 7 0号 平成 16年9月15日 (水) (毎週 月・水・金発行)

目 次

	告		示																									
〇指	定	居:	宅サ	_	ビ	ス	事:	業月	近の	り指	定								 	 	 		(介	護	保	険	課)	1
○違	自路	Ø I	マ 域	変	丣.														 	 	 		(1
○ î	1路	の 1	供用	開	始														 	 	 		. (")	2
\tilde{O}		,,	<i>/</i> / / / / / / / / / / / / / / / / / /	12.4																					")	2
○ 适	引疎	代1	行路	線	0	Т.	事:	完 -	了										 	 	 		·(谁	路	整	備	課ĺ	3
Ŏ į																												3
$\tilde{\bigcirc}$	3 → ("	~ —																 	 	 		· (, ,,,,	")	4
Ŏ		"																					· (")	4
Ŏ Ħ	大猟	区	設定	· の	廃	ıĿ.													 	 	 		· (")	5
O H																			 	 	 		. (")	5
○ 舒						定	の !																		")	6
\bigcirc		,,				_		-															. (")	6
○ 録	充猟	禁	止区	域	の :	指	定												 	 	 		· (")	7
() 道	自路	01	供用	開	始.														 	 	 		(路	総	務	課)	7
○身	体	障	害者	福	祉:	法	に:	基:	ゔ゙゙゙゙゙	く事	業	者	の	廃	ıŀ.	の)	届日	<u> </u>	 	 	 	(精	神保	健	福	祉	課)	7
〇知	的	障 :	害者	福	礼:	法	に	基 :	ゔ゙゙゙゙゙	く事	業	者	の	廃	<u>ı</u> F.	の	届日	∄	 	 	 		. (")	7
〇 児																									")	8
			供用																 	 	 		. (違	路	総	務	課)	8
0		"																	 	 	 		(")	8
○指	定	居:	宅サ		ビ	ス	事	業月	近の	り推	定								 	 	 		(介	護	保	険	課)	9
	公		告	-																								
○建	建設	業	法第	29	条	E 0	2	0	規	定	に碁	<u></u> = -	うく	豆	点樫	3 処	分		 	 	 		. (監	i	理	Ē	課)	9
○舅	き設	業	法第	29	条	$= \sigma$	2	0	規	定	にま	<u></u> =	うく	1	\	.			 	 	 		(")	9
〇県	見営	土	地改	良	事	業	の :	Ι.	事う	- T	*								 	 	 		(農	村	計	画	課)	10
\circ		"																	 	 	 		. (")	10
\Box	土地	区	画 整	理	事	業	の :	事》	業 言	十重	変	更	\mathcal{O}	認	可				 	 	 		(都	市	計	画	課)	10
\bigcirc $\stackrel{1}{\rightarrow}$	戊成	16	年月	度 材	業	这	(良	: 指	導	員:	資格	各部	式 懸	食 の	うま	き施			 	 	 		(材	7	政	i	課)	11
			産の																						財	i	課)	12
\circ		"			٠.														 	 	 		(")	13
○違	ف路	0)1	位置	指	定														 	 	 		(建	ţ	築	i	課)	13
\bigcirc		"																					(")	14
\bigcirc		"																	 	 	 		(")	14
\bigcirc		"																	 	 	 		(")	14
\bigcirc		"																	 	 	 		(")	14
\bigcirc		"																	 	 	 		(")	15

告 示

熊本県告示第 929 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 9 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業	者 名	指 定 年 月 日
デイサービス やまたろう	社会福祉法人	菊水福祉会	平成 16 年 8 月 31 日
玉名郡菊水町江田 3103 番地 1			

熊本県告示第 930 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区

域を変更する。

その関係図面は、平成 16 年 9 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 9 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

~	- PH V/ 13	- ///	(
道路 の種 類	路 線 🤄	名	区域変更する区間	前後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
主要地方	玉	名	玉名郡三加和町大字中和仁字鬼丸 1393 番 地先から	前	4.4 ~ 11.5	53.0	単 道 改
道	八女	線	同 所 同 字 1388番2地先まで	後	5.2 ~ 12.4	53.0	平 但 以
"	牛	深	牛深市二浦町亀浦字女房河内 4309番2地先から	前	5.0 ~ 8.1	58.0	n,
"	天草	線	同 所 同 字 4312番1地先まで	後	8.8 ~ 25.5	58.0	"

2 区域変更する期日 平成16年9月15日

熊本県告示第 931 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 16 年 9 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 9 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延 長 備	考
一般県道	瀬田竜田線	菊池郡大津町大字瀬田字宮ノ前29番地先から同 所字居屋敷965番地先まで	760.0 緊	道 整

2 供用開始する期日 平成 16 年 9 月 15 日

熊本県告示第 932 号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 16 年 9 月 15 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 9 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

<u> </u>	1-12 / 2 ()	- D - D - D - D - D - D - D - D - D - D	_ // * -	D 1 7 14	17.4 7.4			1. 4 .4								
道路の種類	路線	名		供	用	開	始	す	る	区	間		延 (メー	長 ・トル)	備	考
一般県道	龍ヶ御所え	ш	天草郡 同		浦町	字花		梅実		93 番	1地	先から		1,110.0	離地	道改
									4976	6番	12 地	先まで				

2 供用開始する期日 平成16年9月17日

熊本県告示第 933 号

旧過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第14条第1項の規定に基づく中央町道の改築工事が次のとおり完了したので、旧過疎地域活性化特別措置法施行令(平成2年政令第91号)第8条第2項の規定により告示する。

平成 16 年 9 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

路線名	工事完了区間	延 長 (メートル)	完了年月日
中央町道乙女線	(起点)	530.0	平成 16 年 9 月 15 日
	下益城郡中央町大字中郡字中蓮寺		
	472番1地先		
	(終点)		
	上益城郡甲佐町大字仁田子字道上		
	762 番 4 地先		

熊本県告示第 934 号

昭和49年10月30日熊本県告示第912号の2(鳥獣保護区の設定)の一部を次のように改め、平成16年11月1日から適用する。

平成 16 年 9 月 15 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ2の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第8号)第18条の規定に基づき告示する。」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項の規定により告示する。」に改める。

氷川ダム鳥獣保護区の項中「2 区域 八代郡泉村の国道 443 号と村道矢山線との交点を起点とし、同国道に沿って北東へ進み、県道小川泉線との交点に至る。同所から市折して高速ので、東道小川との交点に至る。同所から市折して高い。 同所から高右折りと民有地の境界に至る。同所から市右折りし、に沿って西に進み、県有地(氷川ダム敷地)と民有地の境界に至る。同所から同村道に沿って北西へ進み、村道矢山線との交点に至る。同所から同村道に沿って北西へ進み、村道矢山線との交点に至る線に囲まれた一円の区域。」を「2 区域 八代郡泉村(県が別に定める所定の図面(熊本県鳥獣保護区等位置図)にてて区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県庁及び各地域振興局に備えて経覧に供する。)」に、「4 存続期間 平成6年11月1日から平成16年10月31日まで」を

「4 存続期間 平成 16 年 11 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日まで」に改める。 菊池鳥獣保護区の項中「2 区域 菊池市隈府の県道柿谷菊池線と国道 387 号との交点 を起点とし、同県道に沿って北へ進み、市道大柿太田線との交点に至る。同所から右折し、同国道に沿って北へ進み、国道 387 号との交点に至る。同所から右折し、同国道に沿って南西へ進み、国道との交点に至る。同所から右折し、同管理道に沿って南西へ進み、県道日生野隈府線との交点に至る。同所から右折し、県道二重峠菊池線との交点に至る。同所から右折し、県道二重峠菊池線に沿って北西へ進み、国道 387 号との交点に至る。同所から同国道に沿って北西へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域。」を「2 区域 菊池市(県が別に定める所定の図面(熊本県房及びまれた一円の区域。」を「2 区域 菊池市(県が別に定める所定の図面(熊本県房及び振興局に備え置いて縦覧に供する。)」に、「4 存続期間 平成 6 年 11 月 1 日から平成 16 年 10 月 31 日まで」を「4 存続期間 平成 16 年 11 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日まで」に改める。

宇城鳥獣保護区の項中「2 区域 下益城郡城南町大字阿高の国道 266 号と主要地方道 宇土甲佐線との交点を起点とし、同国道に沿って南へ進み、松橋町道 464 号線との交点に 至る。同所から左折し、同町道に沿って南西へ進み、国道 218 号との交点に至る。同所か ら右折し、同国道に沿って、西へ進み、国道3号との交点に至る。同所から右折し、国道 3号に沿って北西へ進み、主要地方道宇土甲佐線との交点に至る。同所から右折し、 要地方道に沿って東へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の区域。」を「2 区域 城郡城南町、富合町、松橋町、宇土市、宇土郡不知火町(県が別に定める所定の図面(熊 本県鳥獣保護区等位置図)において区域界線により区切られる区域に限る。図面は熊本県 庁及び各地域振興局に備え置いて縦覧に供する。)」に、「4 存続期間 平成6年11月1日 存続期間 から平成 16 年 10 月 31 日まで」を「4 平成 16 年 11 月 1 日から平成 26 年 10 月31日まで」に改める。

村山鳥獣保護区の項中「2 区域 人吉市下城本町の市道城本下城本線と市道瓦屋中林線との交点を起点とし、市道瓦屋中林線に沿って北西へ進み、福川との交点に至る。同所から福川に沿って北へ進み、市道下林北願成寺線との交点に至る。同所から右折し、同市道に沿って東へ進み、市道城本井ノ口線との交点に至る。同所から右折し、市道城本井ノ